	別表第四林道の開設に要する費用の項第一号㈢に掲げる費用		別表第四林道の開設に要する費用の項第二号㈠に掲げる費用	別表第四林道の開設に要する費用の項第五号に掲げる費用
	北海道及び離島振興対策実施地域で、振興山村以外の地域	北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域	振興山村及び特定農山村地域以外の地域で、林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの	振興山村及び特定農山村地域以外の地域で、林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの
百分の五十五	百分の五十五	百分の五十五	百分の六十	百分の六十
百分の五十五	百分の五十五	百分の五十	百分の六十	百分の六十
百分の五十五（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十四）	百分の五十五（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十四）	百分の四十九（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の四十）	百分の五十九（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）	百分の五十九（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）
百分の五十四（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十三）	百分の五十四（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十三）	百分の四十八（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の四十）	百分の五十八（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）	百分の五十八（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）
百分の五十三（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十二）	百分の五十三（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十二）	百分の四十七（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の四十）	百分の五十七（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）	百分の五十七（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）
百分の五十二（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十一）	百分の五十二（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五十一）	百分の四十六（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の四十）	百分の五十六（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）	百分の五十六（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）
百分の五十一（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五百十分の一）	百分の五十一（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の五百十分の一）	百分の四十五（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の四百十分の一）	百分の五十五（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）	百分の五十五（特定市町村及び特別区の区域内の市町村にあつては、百分の六十）

別表第三林道の開設に要する費用の項第一号㈡の補助の割合の欄中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、「に該当する地域」を削り、同号㈢の補助の割合の欄中「過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条第一項」に改める。

別表第四林道の開設に要する費用の項第一号㈢の補助の割合の欄中「過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条第一項」に改める。

（森林法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　特定市町村の区域内においてこの政令の施行の際現に施行されている林道の開設又は拡張に係る事業であって、当該事業に要する費用につき令和二年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の森林法施行令附則第四項及び第五項の規定は、令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助、令和三年度から令和八年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助で令和九年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第十条　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「。以下「昭和四十八年改正法」という。」を削り、「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第二条第七項第二号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正前の国有財産特別措置法施行令第二条第七項第二号に掲げる区域に該当する区域のうち、前条の規定による改正後の国有財産特別措置法施行令第二条第七項第二号に掲げる区域に該当しない区域については、令和九年三月三十一日までの間（当該区域が特別特定市町村の区域に該当する場合にあっては、令和十年三月三十一日までの間）に限り、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第七号に規定する政令で定める地域に該当するものとする。

（消防法施行令の一部改正）

第十二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第十三条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ロ中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第十四条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第九項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十七条第九項」に改める。